

介護老人保健施設アルカディア介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人仁愛会が開設する介護老人保健施設アルカディア（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 施設で指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたる従業者が、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 当施設は、介護予防短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設アルカディア
- (2) 開設年月日 平成9年7月1日
- (3) 所在地 沖縄県浦添市伊祖4-16-1
- (4) 電話番号 098-879-1000 FAX 番号 098-875-4183
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4750880017号)

(施設職員の職種、員数)

第5条 当施設職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 看護職員 | 8人以上 |
| (4) 介護職員 | 19人以上 |
| (5) 支援相談員 | 1人以上 |
| (6) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士または作業療法士、言語聴覚士 | 1人以上(兼務) |
| (8) 管理栄養士 | 1人以上(兼務) |
| (9) 薬剤師 | 1人以上(兼務) |
| (10) 歯科衛生士 | 1人以上(兼務) |
| (11) 事務員 | 1人以上(兼務) |

(施設職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる施設職員の管理、指導を行う。
- (2) 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。また、管理者を兼務する医師は、同一敷地内にある他の事業所の医師として業務の支障のない範囲で勤務することができる。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成

するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 薬剤師は、施薬、処方及び服薬介助を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きの支援を行う。
- (10) 歯科衛生士は、介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう技術的助言及び指導を行う。
- (11) 事務員は施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。
- (12) 必要及び緊急時は、一定の研修を受けた介護職員が吸引・経管栄養などの医療行為を行う。但し、事前に本人及び家族により同意を得てから実施する。

(利用定員)

第7条 利用者の定員は、入所定数80人より、利用者が申込みをしている当該日の実入所利用者数及び、実短期入所利用者数を差し引いた数とする。

ただし災害時、虐待等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定介護予防短期入所療養介護の取扱い方針)

第8条 指定介護予防短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- 一. 療養上の診療
- 二. 看護
- 三. 医学的管理の下における介護
- 四. 機能訓練
- 五. 食事の提供
- 六. レクリエーション等その他のサービスの提供

(利用者その他負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 利用者及び家族に対し、利用者負担の額を事前に説明し同意を得て、支払いを受けるものとする。
- (3) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、私物の洗濯代、区域外の場合は

送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

浦添市、那覇市、宜野湾市

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 当該施設職員等がその業務に従事している要介護施設において業務に従事する要介護施設職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(褥瘡予防対策)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添え）を定めその発生を防止するための体制を整備する

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会時間は、当施設、地域の感染状況により変動する。
- ・外出は施設長の許可を受ける。
- ・飲酒は他のご利用者の迷惑にならない程度で相談に応じる。
- ・敷地内、施設内での喫煙は原則禁止する。
- ・火気の取扱いは施設従業者の許可を受ける。
- ・設備・備品の利用は共同で使用するものなので大切に扱う。
- ・所持品、備品等の持ち込みは相談に応じる。但し施設において管理上の責任は負わないのでご家族かご自身での管理とする。
- ・金銭、貴重品の管理は施設において管理上の責任は負わないのでご家族かご自身の管理とする。
- ・外出時等の施設外での受診は必ず申し出る。
- ・施設内での宗教活動は禁止する。
- ・施設内へのペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られる

よう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第17条 当施設において介護、医療事故に対する安全管理体制の強化、事故発生の防止の為に指針（別添え）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（施設職員の服務規律）

- 第18条 施設職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- （1）利用者や利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（施設職員の質の確保）

- 第19条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これ

に類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(施設職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人仁愛会の就業規則による。

(施設職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士は適宜、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害、虐待などその他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2. 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護（プライバシーポリシー）については、施設内に掲示する。
3. 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人仁愛会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成14年 5月 1日より施行する。
この運営規程は、平成17年10月 1日より施行する。
この運営規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成19年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成19年 9月 1日より施行する。
この運営規程は、平成19年10月21日より施行する。
この運営規程は、平成19年11月 1日より施行する。
この運営規程は、平成19年12月10日より施行する。
この運営規程は、平成20年 1月21日より施行する。
この運営規程は、平成20年 2月22日より施行する。
この運営規程は、平成20年 3月11日より施行する。
この運営規程は、平成20年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成22年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成25年11月 1日より施行する。
この運営規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
この運営規程は、平成28年 6月 1日より施行する。
この運営規程は、平成28年10月31日より施行する。
この運営規程は、令和 元年12月21日より施行する。
この運営規程は、令和 2年 5月 1日より施行する。
この運営規定は、令和 6年 4月 1日より施行する。